

旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

(目的)

第1条 この要領は、理容師法(昭和22年法律第234号)第6条の2ただし書の規定により、理容師が理容所以外の場所で行う理容の業(以下「出張理容」という。)及び美容師法(昭和32年法律第163号)第7条ただし書の規定により、美容師が美容所以外の場所で行う美容の業(以下「出張美容」という。)に関する必要な事項を定め、出張理容及び出張美容における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(出張理容・出張美容における衛生措置)

第2条 出張理容・出張美容を行う場合に講じなければならない衛生措置は、別表のとおりとする。

(業務開始の届出等)

第3条 旭川市内において出張理容・出張美容を行おうとする者は、次に掲げる事項について、出張理容・出張美容業務届出書(第1号様式)により、あらかじめ保健所長に届け出なければならない。

- (1) 出張する理容師・美容師の住所、氏名及び免許登録番号
 - (2) 出張する理容師・美容師が従事している理容所・美容所の名称及び所在地(旭川市内において理容所又は美容所に従事している者に限る。)
 - (3) 出張理容・出張美容を行う場所及びその期間
 - (4) 出張理容・出張美容を行う理由
 - (5) 携行品の内容及び数量並びに器具類の消毒方法
- 2 前項の規定による届出をする者のうち、旭川市内において理容師法第11条の2に基づく確認を受けた理容所に従事していない理容師又は美容師法第12条に基づく確認を受けた美容所に従事していない美容師については、当該届出に際し、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
- (1) 理容師免許証又は美容師免許証の写し
 - (2) 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
 - (3) 携行品及び消毒設備の写真
- 3 第1項の届出を受けた保健所長は、届出者の講じる衛生措置が適当なものであると認められるときは、出張理容・出張美容業務届出済証(第2号様式)を交付するものとする。
- 4 出張理容・出張美容業務届出済証の交付を受けた者は、出張理容・出張美容を行うときには、当該届出済証を常に携帯し、関係者の求めがあったときは、当該届出済証を提示しなければならない。
- 5 出張理容・出張美容業務届出済証の有効期間は、3年とする。
- 6 出張理容・出張美容業務届出済証の有効期間満了後、引き続き出張理容・出張美容を行おうとする者は、有効期間満了日までに、出張理容・出張美容業務届出書に当該届出済証を添付し、保健所長に更新の届出をしなければならない。

(変更等の届出)

- 第4条 出張理容・出張美容を行う者は、前条第1項の規定による届出事項に変更を生じたときは、出張理容・出張美容業務届出事項変更届出書(第3号様式)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。
- 2 出張理容・出張美容を行う者は、前条第1項の規定により届け出た出張理容・出張美容を止めたときは、出張理容・出張美容業務廃止届出書(第4号様式)により、すみやかに保健所長に届け出なければならない。
- 3 出張理容・出張美容を行う者は、前条第3項の規定に基づき保健所長から交付された出張理容・出張美容業務届出済証を亡失又は汚損したときは、出張理容・出張美容業務届出済証再交付願(第5号様式)を保健所長に提出し、再交付を受けることができる。

(報告, 検査等)

- 第5条 保健所長は、必要があると認めるときは、出張理容・出張美容を行う者に対し、当該業務に関して必要な報告をさせ、又は利用者等の同意のもとに業務場所等に職員を立ち入らせ、その衛生措置の状況を確認させることができる。
- 2 前項の職員は、理容師法施行規則(平成10年厚生省令第4号)第28条及び美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)第28条に規定する環境衛生監視員とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に出張理容・出張美容を行っている者に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「この要領の施行後遅滞なく」と読み替えるものとする。

別表

出張理容・出張美容における衛生措置

第1 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第2 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石けん、消毒液等

第3 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

第4 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業者は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用

- し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
 - 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
 - 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
 - 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
 - 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
 - 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
 - 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
 - 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
 - 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
 - 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
 - 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
 - 14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
 - 15 パーマネントウエーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第6 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが望ましいこと。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。

第1号様式（第3条関係）

出張理容・出張美容業務届出書（新規・更新）

年 月 日

（あて先）旭川市保健所長

住所
届出者氏名 ㊟
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
連絡先

次のとおり（出張理容）
（出張美容）を行いたいので、旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領第3条の規定により届け出ます。

出張する （理容師） （美容師）	住所	
	氏名	
	免許登録番号	第 号
理容所・美容所 （旭川市内で従事している者に限る。）	名称	
	所在地	
出張業務を行う場所 （所在地，名称等）		
業務予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
出張業務を行う理由	<input type="checkbox"/> 疾病その他の理由により、理容所・美容所に来ることができない者に対して行う場合 <input type="checkbox"/> 婚礼その他の儀式に参列する者に対して、その儀式の直前に行う場合 <input type="checkbox"/> 理容所・美容所のない地域に居住する者に対して、その居住地において行う場合 <input type="checkbox"/> 演劇、映画等に出演等をする者に対して、その出演等をする直前に行う場合 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等において、当該施設の求めに応じ、その入所者等に対して行う場合	
携行品の内容及び数量 並びに器具類の消毒方法		別紙のとおり

添付書類

- 新規の場合（旭川市内の理容所・美容所に従事していない者に限る。）
 - 理容師免許証又は美容師免許証の写し（届出時に原本を持参すること。）
 - 結核，皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
 - 携行品及び消毒設備の写真（届出時に携行品等を持参することも可）
- 更新の場合
出張理容・出張美容業務届出済証

別紙

携行品の内容及び数量

理容・美容器具	はさみ	個	タオル類	タオル	枚
	くし	個		客用被布（クロス）	枚
	かみそり	個		タオル類収納容器	
	バリカン	個			
			救急処置用薬品等		
			手洗い用石けん，消毒液等		
器具類収納容器	消毒済み器具類		その他の携行品		
	使用済み器具類				

器具類の消毒方法

消毒の方法	① <u>かみそり（レーザーカット用を除く。）、血液の付着した器具</u>	
	② <u>かみそり以外で血液の付着していない器具（①以外の器具）</u>	
消毒を行う場所	名 称	
	所在地	

第2号様式（第3条関係）

（表面）

第 号	
出張理容・出張美容業務届出済証	
業務の種類	理容 ・ 美容
住 所	
氏 名	
有効期間	年 月 日まで
	年 月 日
旭川市保健所長	印

注 意
1 出張理容・出張美容を行うときには、本証を必ず携帯し、関係者の求めがあったときは、本証を提示すること。
2 有効期間満了後も引き続き出張理容・出張美容を行うときには、有効期間満了日までに更新の届出をすること。
3 住所、氏名等に変更を生じたときは、すみやかに届出すること。
4 有効期間満了前に出張理容・出張美容を止めたときは、すみやかに届出すること。
5 本証を他人に貸与し、または譲渡することはできない。

第3号様式（第4条関係）

出張理容・出張美容業務届出事項変更届出書

年 月 日

（あて先）旭川市保健所長

住 所
届出者 氏 名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
連絡先

出張理容・出張美容業務届出書の届出事項に変更があつたので、旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

出張する （理容師） （美容師）	住 所	
	氏 名	
届出済証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日

添付書類

- 1 氏名の変更については、理容師免許証又は美容師免許証の写し（届出時に原本を持参すること。）
- 2 出張理容・出張美容業務届出済証の記載事項の変更については、当該届出済証

第4号様式（第4条関係）

出張理容・出張美容業務廃止届出書

年 月 日

（あて先）旭川市保健所長

住 所
届出者 氏 名 ㊟
（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
連絡先

出張理容・出張美容を廃止したので、旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

出張する （理容師） （美容師）	住 所	
	氏 名	
届出済証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
廃 止 年 月 日		年 月 日

添付書類

出張理容・出張美容業務届出済証

第5号様式（第4条関係）

出張理容・出張美容業務届出済証再交付願

年 月 日

（あて先）旭川市保健所長

住 所
願出者 氏 名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
連絡先

出張理容・出張美容業務届出済証を亡失・汚損したので、旭川市出張理容・出張美容に関する衛生管理要領第4条の規定により、次のとおり願ひ出ます。

出張する （理容師） （美容師）	住 所	
	氏 名	
届出済証	番 号	第 号
	交付年月日	年 月 日
亡失・汚損の理由		

添付書類

汚損による再交付の願ひ出については、その出張理容・出張美容業務届出済証